

事務局（局長）	<p>只今から、令和6年第12回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中20名で定数に達しておりますので総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、1番 池田幸二委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、37番 細井敏江委員と38番 有友章治委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第69号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>4件の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>1番は、東大洲の田2筆2, 838㎡、菅田町菅田の田2筆1, 308㎡及び菅田町宇津の畑1筆280㎡の合計5筆について、譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため市内に住む姉に申請地を譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、東大洲の田1筆858㎡、畑1筆1, 468㎡及び新谷の畑5筆1, 396.34㎡の合計7筆について、遺言により弟である譲受人が申請地を取得し新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事します。</p> <p>3番は、肱川町宇和川の畑1筆191㎡について、譲渡人が高齢で耕作管理が困難なため付近に住む子に申請地を譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>4番は、肱川町名荷谷の畑1筆2, 004㎡について、譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため市内に住む知人に申請地を譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>以上、4件のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より報告を受</p>

3 番

けたいと思います。

1 番。

1 番と 2 番の案件について、続けてご説明いたします。

まず、1 番案件は贈与による所有権移転です。

議案説明資料は 2 ページを参考にしてください。

申請地は、大洲市立大洲学園から北へ約 500 m のところにある田 2 筆と大洲市立菅田小学校から南西へ約 800 m のところにある田 2 筆及び南東へ約 1.9 km のところにある畑 1 筆の合計 5 筆です。

先月 18 日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人世帯は現在野菜及び果樹を栽培しております。今後も引き続き夫婦で年間を通して農業に従事していくとのことですので、耕作管理に問題はないと考えます。

引き続き、2 番案件についてご説明します。

2 番案件は遺贈による所有権移転です。

議案説明資料の 3 ページをご覧ください。

申請地は、大洲市肱北浄化センターから半径約 600 m 以内に点在する農地 7 筆です。

先月 18 日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が概ね良好に管理されていることを確認しました。

今回、遺言により農地を取得するにあたって、譲受人より申請農地では兄の生前から耕作を手伝っており、今後も水稻や白菜、キャベツを栽培する旨の「新規営農計画書」が提出されております。

譲受人は県外在住ですが、今後年間 150 日以上は大洲市で耕作されるとの申し出です。大洲では、兄から相続した新谷の住宅で寝泊まりされるため通作距離は約 1 km ～ 2 km とのことです。

耕作に必要な農機具を所有しており、地元の知人に協力を仰ぎながら年間を通して農業に従事していくとのことですので、今後の状況を見守っていくこととします。

そのほかの調査結果については議案説明資料に記載のとおりで 1 番案件、2 番案件ともに農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上 2 件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長（会長）

3 番。

3 3 番

3 番と 4 番について続けてご説明いたします。

3 番案件は贈与による所有権移転です。

議案説明資料の 4 ページを参考にしてください。

申請地は、大洲市立肱川こども園から南東に約 250 m のところにある畑 1 筆です。

先月 21 日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は、申請地に隣接した住宅に住んでおります。

また、譲受人世帯は現在も水稻及び野菜等を栽培しており、今後も引き続き譲渡人である父、母とともに年間を通して農業に従事していくとのことですので耕作管理に問題はないと考えます。

引き続き、4 番案件についてご説明します。

4番案件も同じく贈与による所有権移転です。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

申請地は、大洲市立肱川こども園から北東に約600mのところにある畑1筆です。

先月21日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人世帯は、現在も水稻及び野菜等を栽培しており、今後も引き続き親子で年間を通して農業に従事していくとのことですので、耕作管理に問題はないと考えます。

なお、3番案件と4番案件の譲受人は農家世帯が同一です。

世帯が所有している農地のうち402㎡が非耕作地となっておりますが、この土地は長期間耕作されず自然潰廃しているとのことで「非農地証明願」が出されており、この後の議案でご審議いただく予定です。

そのほかの調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、3番案件・4番案件ともに、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第70号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに議案説明資料6ページから21ページまでをあわせてご覧ください。

1番、阿蔵の土地2筆115㎡の案件について、譲受人は申請地の隣に妻の両親が住んでいるので、子供たちのことや将来を見据えて申請地を購入して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北西に約1.3kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本申請地には、写真にありますようにすでに露天駐車場があり違反転用の状態となっております。約20年前から所有者が隣接の方に駐車場として貸していたとのこと。このことについては譲渡人から始末書が提出され、知らなかったとはいえ農地法違反であり申し訳ない

とのことでありますので追認許可についてご検討いただきますようご審議願います。

2番、東若宮の土地1筆315㎡の案件について、譲受人は現在借家住まいで手狭で不便なため、申請地を売買により取得して借入れにより自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約3.4kmのところに位置し、都市計画法で規定する準工業地域内の農地であることから第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします

3番、東若宮の土地3筆314.50㎡の案件は、譲受人が申請地を取得し、宅地として造成の上、宅地分譲しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約3.4kmのところに位置し、都市計画法で規定する準工業地域内の農地であることから第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします

4番、東若宮の土地4筆472.25㎡の案件は、譲受人が申請地を取得し、宅地として造成の上、宅地分譲しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約3.4kmのところに位置し、都市計画法で規定する準工業地域内の農地であることから第3種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします

以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

事務局（次長）

1番については池田委員の案件になりますが、欠席のため事務局が代読させていただきます。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の6ページから9ページを参考にしてください。

申請地は、7ページの位置図のとおり大洲市久米コミュニティセンターから北東へ約1.1kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおり申請地以外に適当な土地がないことから特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、申請地の一部が駐車場になっておりますが、許可あり次第着工したいとのことであり問題ないと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、8ページの地番地目図のとおり申請地に隣接する農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては譲渡人より始末書が提出されておりますので追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

2 番

2 番、3 番、4 番の報告をさせていただきます。

それでは、2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 10 ページから 13 ページを参考にしてください。

申請地は、11 ページの位置図のとおり市役所から北北東へ約 3.4 km に位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第 3 種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可あり次第借入金により着工したいとのことであり問題ないと思われま

す。また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、12 ページの地番地目図のとおり一部農地に接していますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。引き続き、3 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 14 ページから 17 ページを参考にしてください。

申請地は、15 ページの位置図のとおり市役所から北北東へ約 3.4 km に位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第 3 種農地でありますので問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可あり次第自己資金により着工したいとのことであり問題ないと思われま

す。また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、16 ページの地番地目図のとおり隣接地に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。それでは、4 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 18 ページから 21 ページを参考にしてください。

申請地は、19 ページの位置図のとおり市役所から北北東へ約 3.4 km に位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第 3 種農地でありますので問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可あり次第借入金により着工したいとのことであり問題ないと思われま

す。また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、20 ページの地番地目図のとおり隣接地に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

39 番

3 番、4 番案件について宅地分譲ということで、番地が接近しているので同一敷地内ではないかと思いますが、3 番案件と 4 番案件の位置図

が離れているように見えます。いかがでしょうか。

事務局（次長） 位置図のことですが、3番および4番案件は同じ敷地でございます。

39番 並んでいるということですか。

事務局（次長） そうです。

39番 分かりました。

議長（会長） よろしいでしょうか。ほかに何かご質疑ないでしょうか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、**議案第71号『非農地証明について』**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長） 議案第71号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
議案書3ページ並びに議案説明資料22ページから35ページまでをあわせてご覧ください。
1番、阿蔵の土地1筆353㎡の案件は自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。
申し出によりますと、申請地は傾斜があり農業用機械が入らず、平成2年以前から20年以上耕作管理していないため自然潰廃して竹等が生えており、現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。
2番、成能の土地1筆及び肱川町宇和川の土地2筆、合計402㎡の案件は自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。
申し出によりますと、申請地のうち成能の農地については相続した時点から既に雑木が生い茂り山林化しており、また、肱川町宇和川の農地については昭和60年頃に道路ができた際に土地が分断され、耕作が困難となり耕作放棄地となったため雑木が生い茂り山林化しており、現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。
3番、豊茂の土地3筆、合計9,296㎡の案件は転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。
申し出によりますと、議案書の中に「亡父」とありますが、正しくは「亡夫」でございまして、申請地に亡夫が昭和60年頃に杉や桧を植林し、農地への復旧が著しく困難な状態となったため現在は農地への復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

議 長 (会長)	以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
事務局 (専門員兼 農政係長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1 番。</p> <p>1 番案件は池田幸二委員の案件ですが、欠席のため事務局で代読させていただきます。</p> <p>それでは、1 番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の22ページから24ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、23ページの位置図のとおり八幡宮から西へ約170mに位置する農地になります。</p> <p>申請によりますと、申請地は傾斜があり農業用機械が入らず、平成20年以前から20年以上耕作管理していないため自然潰廃して竹等が生えており、農地として復旧することが著しく困難となったとの申し出です。</p> <p>申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	2 番。
33 番	<p>2 番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の25ページから30ページを参考にしてください。申請地は、26ページの位置見取図のとおり肱川高齢者生活福祉センターから約280mから2kmまでの範囲に位置する農地になります。</p> <p>申請によりますと、申請地のうち成能の農地については相続した時から雑木が生い茂り山林化しており、また、肱川町宇和川の農地については昭和60年頃に道路ができた際に土地が分断され、耕作が困難となり耕作放棄地となったため雑木が生い茂り山林化しており、現在では農地として復旧することが著しく困難となったとの申し出です。</p> <p>申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から、耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	3 番。
29 番	<p>3 番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>先月25日に事務局職員と現地を確認いたしました。</p> <p>議案説明資料の31ページから35ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、32ページの位置見取図のとおり豊茂コミュニティセンターから南西へ約1kmから2.1kmまでの範囲に位置する農地になります。</p> <p>申請によりますと、申請地に亡夫が昭和60年頃に杉や桧を植林し、現在では農地への復旧は著しく困難な状態であるとの申し出です。</p>

申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長） 地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、この証明願にかかる土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、この証明願にかかる土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第72号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長） 議案書4ページから議案第72号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

利用権設定について、新規の案件のみをご説明します。

まず、1番は野菜を栽培するため賃借権を3年間設定します。

次に、6ページをご覧ください。

こちらの7番と次のページの8番、9番は利用権の設定を受ける者が同一の案件です。

7番は里芋を栽培するため賃借権を1年間設定し、8番と9番は野菜を栽培するため賃借権を10年間設定します。

次に8ページに移ります。

12番は、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定します。

次に9ページをご覧ください。

こちらの15番から次のページの18番までは、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。すべて野菜を栽培するため賃借権を10年間設定します。

次に、10ページの20番は水稻を栽培するため使用賃借権を5年間設定します。

次に、11ページの22番は野菜・果樹を栽培するため賃借権を10年間設定します。

次の23番は、水稻を栽培するため使用賃借権を5年間設定します。

次に12ページに移ります。

24番は、果樹を栽培するため賃借権を5年間設定します。

25番は、野菜を栽培するため賃借権を5年間設定します。

そのほかは再設定の案件です。後ほどご確認をお願いいたします。

今回の概要は、13ページの最後に記載しておりますとおり利用権設定の件・筆数が27件・49筆、総面積は61,799㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。